

平成 29 年度 モニタリングの実施について

1 平成 28 年度 の取組状況

- (1) 平成 28 年度は「モニタリングのガイドライン」に基づき、区全体で全 257 業務（当初予定）を対象に取り組んだ。
- (2) 区の委託業務及び指定管理等による区立施設の管理運営について、適正な労働環境のもとで確実な履行が確保されるよう、各所管課において労働関係法令遵守の徹底に取り組んだ。
特に、指定管理等による区立施設の管理運営や役務の提供を主とした委託業務については、適正な労働環境のもとで行われることにより区民に良質な公共サービスが安定的に提供されるよう、社会保険労務士による労働環境モニタリングを 4 業務で実施した。

2 平成 29 年度 実施方針

- (1) 的確な履行評価に基づく確実な履行の確保
 - ① 「モニタリングのガイドライン」に基づき、区全体で全 354 業務（予定）において、業務等の実情に即した的確な評価に努める。
 - 履行評価表の検証、改善
 - アンケート調査などの客観的な評価手法の実施
 - 評価者を複数とするなど、評価能力の向上と公平な評価の実施
 - ② 評価結果は、事業者との定期的な協議のツールとするなど、サービスの質の維持・向上に役立てるとともに、次回契約の仕様書の充実に生かしていく。
- (2) 適正な労働環境の確保
 - ① 各所管課において、労働関係法令遵守の徹底に取り組む。
 - ② 社会保険労務士による労働環境モニタリングを指定管理施設の上井草スポーツセンター、業務委託の杉並区国保年金課第 1 期業務委託（国保資格係業務分）、杉並区国保年金課第 1 期業務委託（国保収納係他業務分）、高円寺地域区民センターの計 4 業務（予定）で実施する。

3 主なスケジュール

平成 29 年 4 月	平成 29 年度モニタリング実施方針決定 ⇒区ホームページで公表
7 月	平成 29 年度前期（4～6 月）履行評価実施
9 月	平成 28 年度モニタリング実施結果報告 ⇒区ホームページで公表 社会保険労務士による労働環境モニタリングの実施（～11 月）
11 月	平成 29 年度後期（8～10 月）履行評価実施
平成 30 年 3 月	平成 29 年度モニタリング評価予定業務数把握